

文 第 197 号
平成29年12月1日

公益社団法人岡山県文化連盟
会長 若林 昭吾 様

岡山県知事 伊原木 隆太



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成29年12月1日 から 平成34年11月30日 まで